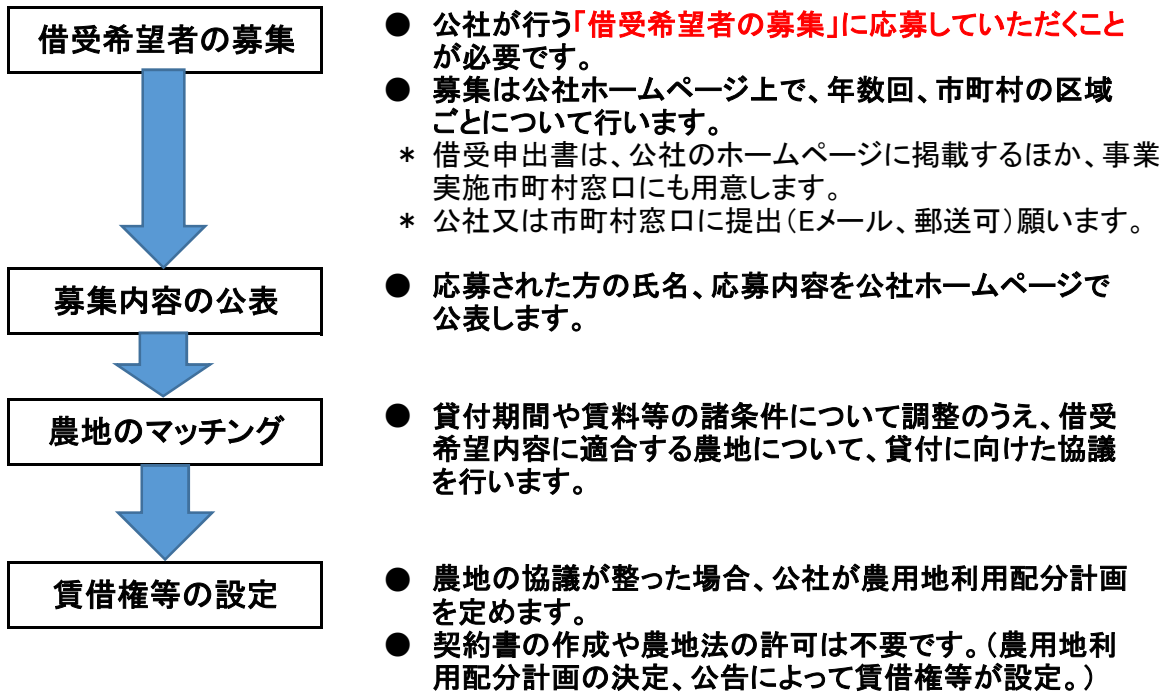


農地を借りたい方は

「農地を借りて規模拡大したい。」「新規参入したいが農地が見つからない。」という方は農業公社が行う「借受希望者の募集」に応募してください。



★ 農地を借りたい場合の留意事項

1 対象農地は

- ・公社が貸し付けることができる農地は、農業振興地域内の農地です。
- ・公社が農地を貸し付ける期間は、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とします。

2 応募の要件

- ・法律第18条第4項（農用地の全てを効率利用、農作業に常時従事など）の要件をみたすこと。
- ・募集結果の公表について同意すること。
- ・新規参入の場合は、市町村により参入要件などが異なるので、市町村にご相談ください。

3 賃料の決定は

- ・農業委員会が情報提供する賃料水準（平均農地賃借料）を基本とします。

4 貸し付けの公社手数料は

- ・手数料はありません。

5 申出書の取り下げ及び変更

- ・取り下げようとする場合は、「借受申出取り下げ書」を提出願います。
- ・変更する場合は、「借受申出書」を修正して提出願います。

6 農地の利用状況の報告

- ・農地を借り受けた方は、毎年、所定の書式により公社へ利用状況を報告願います。

◆お問合せ先◆

公益社団法人神奈川県農業公社
（農地中間管理機構）

電話 045-651-1703（直通）